

滞納は絶対許さない

～市税等は納期内に納付してください～

滞納処分の流れ

督促・催告

納期限までに市税等の納付がない場合、督促状を送ります。督促状を送付しても納付がない場合には、電話や訪問、文書により催告します。

※電話や訪問、催告書の送付は、法律に定められているものではありません。滞納の状況や経緯によっては省略されることもあります。

財産調査

金融機関や勤務先、取引先などに対して財産の調査を行います。

滞納処分

地方税法、国税徴収法などにに基づき、預貯金や生命保険、給与、不動産などを差し押さえます。

また、必要があるときは自宅を捜索して、車両や動産を差し押さえます。捜索は同法に基づいて行うため、裁判所の令状を必要としません。

(写真は捜索時に差し押さえた動産)



換価・配当

債権(預金や給与など)は取り立てにより、不動産や動産は公売により換価され、滞納市税等に充てられます。

市では福祉や教育、生活環境の整備など、市民サービスの向上のため、さまざまな事業や施策を行ってまいります。

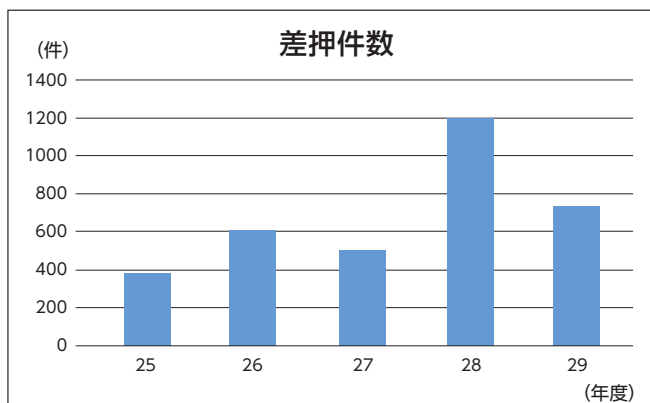
市民の皆さんが納付する市税等は、これらの事業を推進するための大切な財源のひとつです。もし、市税等の滞納が多ければどうなるでしょうか。

市税等の滞納は、その財源確保に大きな影響を及ぼし、市民サービスに支障をきたすことにもなります。また、督促状の発送などの unnecessary 経費に税金を使うこととなります。

納付された人との公平性を欠くことにもなります。

市では、市民の皆さんの納税の公平性を保ち、財源を確保するため、さまざまな徴収対策を強化しています。納期限内までに納付されない場合は、滞納市税等のほかに※年8・9%(納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・6%)の割合で延滞金を加算されます。

※数字は平成30年中の割合



※平成29年度は、12月末現在の件数